

荒川区競争入札における受注制限に関する基準

平成23年 7月 7日制定
(管 理 部 長 決 定)
平成24年 8月23日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正

(目的)

第1条 この基準は、建設工事等及び業務委託における品質の確保と事業者の受注機会の均等を図るため、区が同時期に発注する競争入札において、同一事業者への受注集中を抑制することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注制限 同時期に開札する同業種の入札案件について、同一業者が複数の入札案件を請け負うことを制限することをいう。
- (2) 業種 建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示(以下「工事告示」という。)又は物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示(以下「物品告示」という。)の別表に定める業種をいう。
- (3) 建設工事等 工事告示に定める業種の事業者を対象に区が発注する工事並びに設計及び測量等の委託をいう。
- (4) 業務委託 物品告示に定める業種(印刷、賃貸業務及びライフラインを除く。)の事業者を対象に区が発注する業務委託をいう。

(受注制限設定基準)

第3条 建設工事等及び業務委託の競争入札において、同時期に複数の入札案件を実施する場合で、当該入札案件が次の要件を全て満たすと認められるときは、区は、複数の入札案件のうち同一事業者が請け負うことができる件数を1件とすることができる。

- (1) 荒川区契約事務規則(昭和39年荒川区規則第8号)第3条の2第1項の経理課契約案件であること。
 - (2) 発注対象となる業種が同一であること。
 - (3) 開札日が同日であること。
 - (4) 入札方式(制限付き一般競争入札及び指名競争入札をいう。)が同一であること。
 - (5) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号及び第5号の要件を満たし、かつ、履行期間及び開札時期が近接していると認められる場合で、入札案件について荒川区契約審査委員会の審議に付した結果、受注制限を設定すると決定があったときは、前項第3号及び第4号に定める要件を満たさない場合であっても、受注制限を設定することができる。

(受注制限の方法)

第4条 同一事業者が受注制限を設定した複数の入札案件に参加し、当該複数の入札案件のうち1件を落札したときは、当該落札した入札案件以降に行う入札に参加する資格を有しないものとし、当該入札を無効とする。

- 2 受注制限を設定した入札案件で、低入札価格調査又は積算内訳書不備等の理由により落札決定

が保留となり、当該入札者が後の開札で落札者となったときは、先の保留分は無効として取り扱う。

3 受注制限を設定するときは、入札公告又は入札説明書においてあらかじめ周知するものとする。

(受注制限の解除)

第5条 受注制限を設定した複数の入札案件のうち、すべての入札参加者が前条第1項に該当することとなった場合は、当該入札案件に設定された受注制限を開札前に解除するものとする。